下水道事業課

下水道事業課の取組

総括

- (1) 令和5年度予算について
 - 1) 令和5年度予算の概要
 - 2) 新規事項の概要
 - 3) 他省庁の制度
 - 4) 個別補助金の活用促進について
- (2) 令和4年度補正予算について
 - 1) 令和4年度第2次補正予算の概要
- (3) 予算制度に関する変更点、留意点等について
 - 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分(下水道事業)
 - 2) 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直し
 - 3) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について
- (4) 防災・減災、国土強靱化の取組の推進について
 - 1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- (5) 事業計画に係る変更について
 - 1) 地方分権改革に伴う変更

(1)令和5年度予算について

1)令和5年度予算の概要

令和5年度予算の基本的な方針について

下水道事業においては、

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「国土強靱化基本計画」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
- 「国民の安全·安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで活力ある地方の 形成と多核連携型の国づくり」(国土交通省の基本方針)
- 「流域治水関連法の整備(下水道法、水防法などの改正、R3.5.10公布)」
- •「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」
- •「下水道政策研究委員会制度小委員会 報告書」
- 「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会 報告書」

等を踏まえ、以下の施策を推進

安全・安心の確保 ~ 国土強靱化の推進 ~

浸水対策

- 令和3年8月、令和4年7月・8月の大雨等による浸水被害が頻発する中、<u>流域治水</u>の考え方も踏まえ、事前防災の観点も含めたハード・ソフトー体的な浸水対策を推進
- 都市浸水対策の強化のため、<u>下水道浸水被害軽減総合事業</u>の対象に、<u>特定都市河川流域に指</u> 定された地区を追加するとともに、当該地区での雨水貯留浸透施設の整備をさらに推進
 - ・[公 共] 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

地震•津波対策

- 大規模地震等による下水道施設の被害の発生に備え、避難所対策や重要道路の機能確保等の 観点から、下水道総合地震対策事業を延伸するとともに、帰宅困難者受入れ施設に係る管路を 同事業の交付対象に追加し、引き続きハード・ソフトー体的な地震対策を推進
- ◆ 大規模災害に備え、下水処理機能の確保に必要な広域的支援に関する体制の構築を支援
 - ・[公 共] 下水道総合地震対策事業の延伸・拡充
 - ・[公 共] 下水道広域的災害対応支援事業の創設

快適な生活環境・水環境の向上 ~ 潤いのある地域づくり ~

未普及対策

- 令和8年度までの汚水処理施設の概成に向けて、未普及対策を推進
- 下水道整備の加速化を図る地方公共団体を重点的に支援

公共用水域の水質保全

閉鎖性水域における高度処理等、公共用水域の水質保全を推進するとともに、合流式下水道については令和5年度における対策の完了に向け、計画的な取組を推進

下水道事業の持続・成長 ~ 次世代を支える下水道の推進 ~

脱炭素化の推進(創エネ・省エネ等の推進)

- 「グリーンイノベーション下水道」の実現に向けて、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定等に必要となる調査や検討を支援する「下水道温室効果ガス削減推進事業」を創設
- 「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた取組を重点的に支援
- 国が主体となり、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行う下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、脱炭素化に資する技術の開発・実装を促進
 - ・「公 共] 下水道温室効果ガス削減推進事業の創設
 - [B D A S H] 汚泥付加価値向上のための超高温炭化技術
 - ・[行 政 経 費] 下水道分野における強靱化・グリーン化推進経費

下水汚泥資源の肥料利用の促進

- 肥料の国産化・安定供給を図るべく、下水汚泥の肥料利用に関する汚泥肥料の成分・効果検証 や流通経路・需要の確保等に向けた関係者のマッチングなど、案件形成支援や環境整備を実施
- 国が主体となり、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行う下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水汚泥資源の肥料利用に資する技術の開発・実装を促進
 - [B D A S H] 発酵熱を利用した効率的なコンポスト化技術
 - ・[行 政 経 費] 下水汚泥の農業利用促進に向けた検討・支援経費

老朽化対策

● 老朽化施設の増大に伴う事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の重要度等を踏ま えた効率的な施設の点検・調査や、劣化度等を踏まえた計画的な改築等を行うストックマネジメントの取組を推進

DX(デジタル・トランスフォーメーション)

- 人口減少、ストックの増大などの課題に対応し、下水道事業の持続性を向上させるため、下水道 共通プラットフォームによる台帳電子化の推進などにより、DXを推進
- 下水道 DX の加速化を目的に、「Alによる下水処理場運転操作DX検討会」を設置し、水処理運転操作等へのAl導入の効果や導入モデル、必要な環境整備や支援策等を検討
 - ・[行政経費] 下水道分野における強靱化・グリーン化推進経費

広域化・共同化、PPP/PFI、収支構造の適正化

- 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、汚水処理施設全体の広域化・共同化、PPP/PFI、収支構造の適正化を推進
- 広域化·共同化について、モデル地域を対象とした新たな事業可能性や計画実行策を検討
- PPP/PFIの導入をさらに推進するため、コンセッション事業に含まれる下水道施設の整備・改築事業に対し、社会資本整備総合交付金等を重点配分
 - ・[公 共] 社会資本整備総合交付金等 重点配分項目の見直し
 - ・[行政経費] 下水道の広域化・共同化推進に向けた検討・支援経費

下水道分野の国際展開の推進

- 下水道分野の国際展開を図るため、政府間会議の開催、対象国における法制度や基準等の整備支援、本邦技術の国際規格への組み入れ、海外における実証試験等を推進
 - ・[行政経費] 下水道分野の水ビジネス国際展開経費
 - ・[行政経費] 官民連携による海外インフラ展開の推進

令和5年度国土交通省関係予算概要

令和5年度国土交通省関係予算総括表

国費(単位:百万円)

| | 事項 | 令 和 5 年 度 (A) | 対前年度 倍 率 (A/B) | 前 年 度 (B) |
|--------|---|---------------------------------|----------------------|---------------------------------|
| 治 | 山 治 水 | 884,019 | 1.00 | 880,636 |
| 道 | 路整備 | 1,671,083 | 1.00 | 1,665,986 |
| 港 | 湾 空 港 鉄 道 等 | 397,584 | 1.00 | 398,783 |
| 住 | 宅都市環境整備 | 730,657 | 1.00 | 729,932 |
| 公 | 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 | 109,681 | 1.18 | 93,330 |
| | 下 水 道 国 営 公 園 等 | 77,295 32,386 | 1.26 1.01 | 61,359 31,971 |
| 社 | 会 資 本 総 合 整 備 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 防 災 ・ 安 全 交 付 金 | 1,380,489 549,190 831,299 | 0.99 0.94 1.02 | 1,397,301 581,731 815,570 |
| | <u>小</u> 計 | 5,173,513 | 1.00 | 5,165,968 |
| 推 | 進費等 | 19,542 | 0.78 | 25,177 |
| | 一般公共事業計 | 5,193,055 | 1.00 | 5,191,145 |
| 災 | 害 復 旧 等 | 57,191 | 1.01 | 56,900 |
| | 公共事業関係計 | <u>5,250,246</u> | 1.00 | <u>5,248,045</u> |
| そ 行 | の 他 施 設 政 経 費 | 46,714 574,390 | 1.09 1.03 | 43,024 559,739 |
| | <u>_合 計</u> | <u>5.871.350</u> | <u>1.00</u> | <u>5.850.808</u> |

- 1. 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について下水道事業に係る費用はこの内数。
- 2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として32,444百万円がある。
- 3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)40,087百万円がある。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

- 地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上
- 防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流改善対策を支援

下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

国費(単位:百万円)

| 区分 | 令和5年度予算額 | 令和4年度予算額 | 対前年度 倍率 |
|--|----------|----------|------------|
| 下水道防災事業費補助 ・大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、 河川事業と一体的に実施する浸水対策事業への支援等 | 66,451 | 52,448 | 1.27 |
| 下水道事業費補助 ・ 温室効果ガス削減に資する事業等やPPP/PFI手法等を活用した事業、日本下水道事業団による代行事業への支援等 | 7,101 | 5,165 | 1.37 |
| 下水道事業調査費等 ・国が自ら行う技術実証事業等 | 3,743 | 3,746 | 1.00 |
| 合 計 | 77,295 | 61,359 | 1.26 |

191

(1) 下水道総合地震対策事業の延伸・拡充

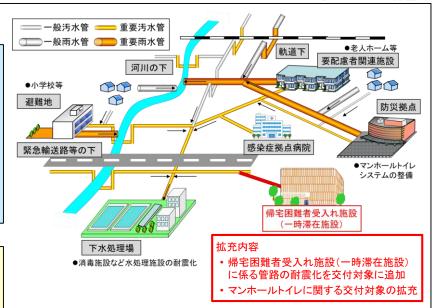
≪防災·安全交付金≫

背景

- 国土強靱化に向けて、広範囲に整備 された下水道施設の地震対策を推 進するには継続的な支援が必要
- 大規模地震発生時においても、公衆 衛生の確保や浸水の防除、トイレ使 用の確保等を図るために、下水道の 最低限の機能確保が重要

概要

- 下水道総合地震対策事業の延伸 (令和5年度から5年間)
- 帰宅困難者受入れ施設(一時滞在 施設)に係る下水管路の耐震化を交 付対象に追加
- マンホールトイレに関する交付対象の 拡充(対象施設数の上限撤廃、対象 施設の敷地面積の要件緩和等)



下水道総合地震対策事業の拡充イメージ







マンホールトイレ

(2) 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

≪防災·安全交付金≫

背景

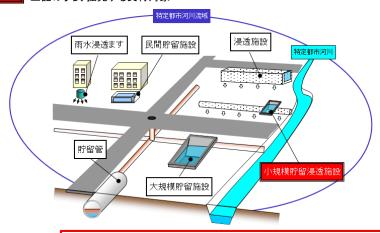
- 気候変動による降雨量の増大により全国 各地で内水被害が発生
- 特定都市河川流域では、河川整備のみによる浸水被害防止が困難なことから、 従来の排水ポンプ等による排水を中心と した対策に加え、雨水貯留浸透施設のさらなる整備による流出抑制対策が必要

概要

- 下水道浸水被害軽減総合事業の対象 エリアの要件に特定都市河川流域を追加(下水道管理者等による貯留施設の 整備やソフト対策等の充実)
- 加えて、特定都市河川流域における下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象となる施設規模要件を緩和

下水道浸水被害軽減総合事業の交付対象

■ 上記のうち、拡充する交付対象



拡充内容

- 特定都市河川流域に指定された地区を対象要件に追加
- 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の交付対象を拡大 (下水排除面積によらず事業の対象とする)

下水道浸水被害軽減総合事業の拡充イメージ

192

(3) 下水道広域的災害対応支援事業の創設

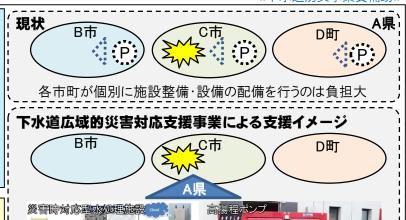
《下水道防災事業費補助》

背景

- 全国の技術職員が減少傾向にあり、財政 状況も厳しい中、大規模災害に対してより 広範囲に施設被害が発生した際、地方公 共団体が単独で対応することは困難
- 下水道施設の早期復旧のために必要となる下水道特有の資機材を、各地方公共団体が独自に配備するのは負担が大きい

概要

大規模災害時の地方公共団体の枠を超 えた広域的な支援を目的として、下水道 機能の確保に必要な施設整備等を支援 する「下水道広域的災害対応支援事業」 を創設(補助率:1/2)



広域的な支援を目的に、都道府県等が下水道機能の確保に 必要な施設整備・設備の配備を予め行い、被災した地方公共団体を支援

(4) 下水道温室効果ガス削減推進事業の創設

≪社会資本整備総合交付金、防災·安全交付金≫

背景

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画において下水道施策が位置づけられている自治体は一部に留まっている
- 中小自治体等においては、新たな調査や計画策定の実施は負担となり、効率的な対策が進まないおそれ
- 現状の処理方法、GHG排出状況を把握し、 運転方法の変更などの対策を講じることにより、効率的にGHGを削減することが可能

し、以下を支援(補助率:1/2)

必要な調査・検討

地方公共団体実行計画の策定に必要な調査検討

 目指すべき目標値と達成に向けた取組を地方公共団体実 行計画に位置付けることで、計画的な取組を実施 目標・取組の例:2030年までに下水道からのGHG排出量をOOt-CO。削減等



汚泥消化施設の導入によるパイオガス発電 (○○○t-CO2削減)



超微細散気装置導入による省エネ化 (○○○t-CO₂削減)

GHG削減に必要な運転方法変更等のための計測機器・制御装置設置



下水処理の必要空気量は、 水量だけでなく水質等によって決まる ため、詳細な水質データに応じた 運転により送風量の削減が可能

(5) 社会資本整備総合交付金等

- 地方公共団体実行計画の策定・改訂に

温室効果ガス削減に必要な運転方法の変更のための計測機器・制御装置設置

重点配分項目の見直し

≪社会資本整備総合交付金、防災·安全交付金≫

概要

社会資本整備総合交付金等の重点配分項目に以下事業を追加

- ●下水汚泥の肥料利用の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業(社会資本整備総合交付金)
- コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
- ●「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画[※]」に位置付けられた事業(防災・安全交付金)

3)他省庁の制度

【内閣府】地方創生汚水処理施設整備推進交付金

- 地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化 槽のうち2以上の施設の総合的な整備を支援
- 令和4年度第2次補正予算において、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設され、地方創生 関連の交付金が「デジタル田園都市国家構想交付金」として一本化
- 汚水処理施設の整備は、引き続き、上記交付金の一部として「地方創生汚水処理施設整備推進交 付金」により推進

【交付期間】地域再生計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、 原則5年以内

【交付限度額】

交付限度額=対象施設(公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、 浄化槽)の交付限度額

公共下水道の交付限度額=通常の国庫補助割合

【参考】 デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府HP) (https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html)

【環境省】エネルギー対策特別会計における下水道関係事業

下水道事業関連で、環境省によるエネルギー対策特別会計における予算支援の活用も可能

| 事業名 | 事業内容 | 補助率 |
|-----------------------|---|-----------------------|
| 脱炭素先行 地域づくり事業 | • 脱炭素先行地域に選定されている自治体において、再エネ設備や基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援 | 原則2/3 |
| 重点対策 加速化事業 | • 再エネ発電設備の一定以上(都道府県・指定都市・中核市:1MW以上、 その他の市町村:0.5MW以上)の導入を要件に、屋根置きなど自家消 費型の太陽光発電などの重点対策を複合的に実施する事業を支援 | 2/3~1/3 (もしくは定額) |
| 上下水道施設の 省CO2改修支援事業 | 上下水道・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備 やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援 | 1/2(太陽光発電 設備のみ1/3) |

【総務省】緊急自然災害防止対策事業債

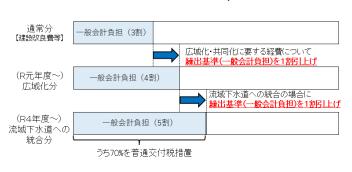
- 災害の発生予防又は被害拡大防止を目的として実施される地方単独事業を対象とした地方財政措置(令和3年度~令和7年度)
- 下水道事業では、雨水公共下水道、都市下水路及び公共下水道(管渠を除く浸水対策)が対象

【総務省】下水道事業における広域化・共同化の推進について

<地方財政措置(令和5年度拡充後)>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理 区統合に必要となる管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基 準を1割引上げ、元利償還金の28~56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償 還金の35~63%を普通交付税措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付 税措置(令和5年度~令和7年度)

<処理区域内人口密度100人/ha以上の例>



<地方財政措置=繰出基準×交付税措置率>

| 処理区域内人 口密度 (人/ha) | 通常分※1 【建設改良費 等】 | (R元年度~) 広域化分※ 2、3 | (R4年度~) 流域下水道 への 統合分 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 100以上 | 16% | 28% | 35% |
| 75以上100未 満 | 23% | 35% | 42% |
| 50以上75未満 | 30% | 42% | 49% |
| 25以上50未満 | 37% | 49% | 56% |
| 25未満 | 44% | 56% | 63% |

【総務省】下水道事業債(脱炭素化推進事業)

<対象事業>

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
 - ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
 - ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

<事業期間>

● 令和5年度~令和7年度



バイオガス発電事業 (鹿沼市)



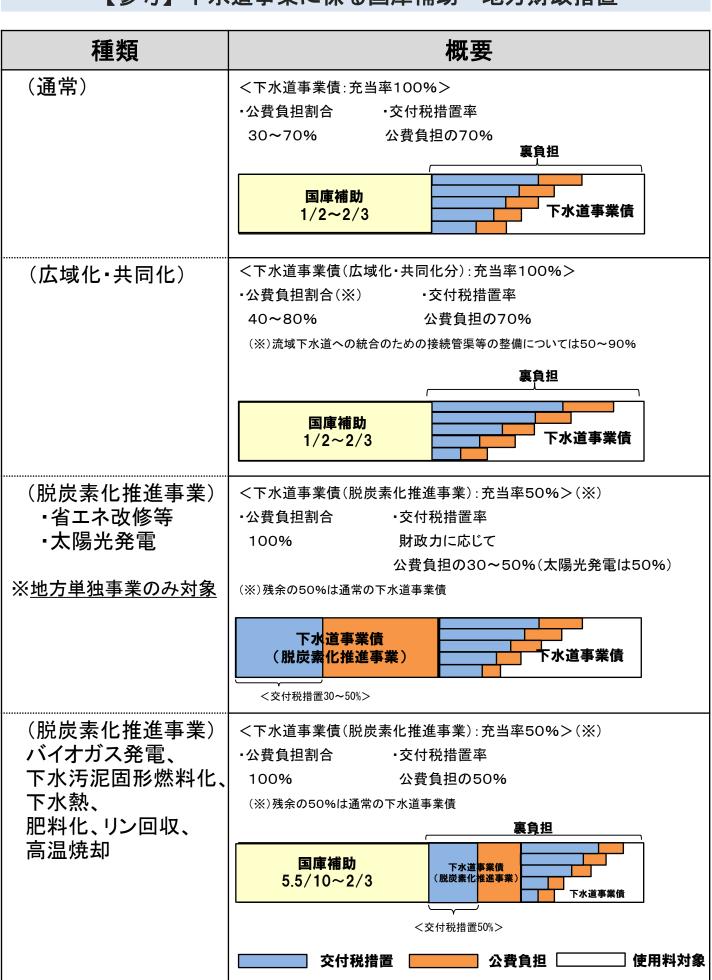
リン回収施設 (神戸市)

<地方財政措置>

バイオガス発電、肥料化施設の導入や高温焼却施設への更新等を新たに対象に加え、地方負担額の1/2に充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、その50%について普通交付税措置

(残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当)

【参考】下水道事業に係る国庫補助・地方財政措置



1.06

4) 個別補助金の活用促進について

1. 背景

これまで、財政制度等審議会(財政審)や行政改革推進会議において、個別補助金化について以下指摘を受けている。

- ・地域の防災強化の観点からの雨水処理対策について、個別補助化等も活用して、公費を重点化していくべき(令和元年秋の財政審、R1.10)
- ・内水氾濫対策への重点的・計画的な支援を行うため、段階的に交付金から切り出して個別補助化する方向(令和2年秋の財政審、R2.11)
- ・下水道事業の内水浸水対策、脱炭素化については、より集中的・計画的に内水浸水 対策、脱炭素化を進めることができるよう、補助金による支援への更なる切替えを 含め支援制度の在り方について検討すべき(行政改革推進会議(第 46 回、R3.12)

2. 個別補助制度及び予算額の推移

上記を受けて、令和2年度には「大規模雨水処理施設整備事業」を、令和4年度には「下水道脱炭素化推進事業」を創設したほか、段階的に個別補助金の予算を増額してきているところ。

| | (参考) | 下水道分野における個別補助金 | (当初予算額) | の推移 | (億円 |
|--|------|----------------|---------|-----|-----|
|--|------|----------------|---------|-----|-----|

| 年 度 | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 個別補助金 | 浸水対策 | 104 | 244 | 384 | 524 | 665 |
| 個別無助金 | PPP/PFI、脱炭素化等 | 12 | 15 | 15 | 52 | 71 |
| 計 | | 116 | 259 | 399 | 576 | 736 |

3. お伝えしたい事項

- ・今後も、浸水対策や脱炭素化などの政策目的に合致した事業について、個別補助金として優先的・集中的に支援したいと考えているところ。個別補助金の要件を満たしている事業(特に浸水対策)については、積極的に個別補助金の活用をご検討いただきたい。
- ・交付金を活用して事業を実施中であっても、要件を満足していれば、個別補助として事業を実施することも可能なため、懸念事項等あればご相談いただきたい。

(2)令和4年度補正予算について

1) 令和4年度第2次補正予算の概要 (令和4年12月2日成立)

1. 物価高騰・賃上げへの取組

2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

※予算額は国費ベース

○下水汚泥の肥料利用の推進(社会資本整備総合交付金等、下水道事業調査費) 2,979百万円

喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、肥料の国産化・安定供給を図るべく、地方公共団体による下水汚泥のコンポスト化施設整備や肥料利用促進のための案件形成を支援するとともに、汚泥処理プロセスからのリン回収に関する実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金(国費 465百万円)

地方公共団体による下水処理場内への 汚泥コンポスト化施設等の整備を支援

下水道事業調査費(国費 2,514百万円)

肥料利用を促進するための大規模案件形成

汚泥の肥料利用を新たに検討または拡大を目指す自治体に対して、農水省と連携し、汚泥肥料の重金属等成分・効果の検証や汚泥肥料の流通経路の確保等に向けたマッチングなどの大規模案件形成を実施

• 汚泥処理プロセスからのリン回収に関する実証事業

地方公共団体の下水道施設において、国が主体となって、リン回収に 関する実規模レベルの施設を設置し、技術開発・普及を推進



汚泥コンポスト化施設



リン回収施設

下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト*): 令和4年度補正新規実証事業

く実規模実証>

* B-DASHプロジェクト: <u>B</u>reakthrough by <u>D</u>ynamic <u>A</u>pproach in <u>S</u>ewage <u>H</u>igh Technology Project

① 消化汚泥から効率的にリンを回収する技術

(上限額:7.5億円)

②MAP※により脱水ろ液から効率的にリンを回収する技術

(上限額:7.5億円)

③ MAP※以外で脱水ろ液から効率的にリンを回収する技術

(上限額:7.5億円)

<FS調査>

下水汚泥焼却灰の肥料化技術

(上限額:5千万円)

※MAP:リン酸マグネシウムアンモニウム六水和物の略称(マグネシウム源を添加してリンをMAPとして回収)

Ⅲ.新しい資本主義の加速

2. 成長分野における大胆な投資の促進

○インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進(下水道事業費補助)

2.021百万円

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、洋上風力発電のための基地港湾の整備等によるカーボンニュートラルポートの形成や、下水道事業者による創エネ施設の導入の支援、物流効率化を図る取組や物流施設における再エネ関連施設の一体的な整備支援、まちづくりにおける再エネ施設の導入支援等を実施。

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

<u>1. 防災·減災、国土強靱化の推進</u>

○気候変動を見据えた府省庁·官民連携による「流域治水」等の推進(下水道防災事業費補助) 3.057百万円

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフトー体の事前防災対策を一層加速化するとともに、本年に発生した大雨等による浸水被害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進。

被告等を踏まれ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進。 ○地域における防災・減災、国土強靱化の推進(防災・安全交付金等) 302.503百万円の内数

地域における防災・減災、国土強靱化を推進するため、地方公共団体の取組について重点的な支援を実施。

(3) 予算制度に関する変更点、留意点等について

1)社会資本整備総合交付金等における重点配分(下水道事業)

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成 28 年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、<u>重点配分の対象となる事業の</u>みで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に<u>**重点配分の対象となる整備</u> 計画の策定**を図られたい。</u>

▼下水道事業における重点配分項目(下線部:令和5年度予算における見直し項目)

【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(汚水処理施設整備が概成していない団体**1に限る)
- ②PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー<u>・肥料</u>利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる**2下水道事業
- ③コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築
- (注)公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。
 - ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
 - ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m3未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

【防災•安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業 (雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの 内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る。)
- ②国民の安全·安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる^{※2}下水道事業
- ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
- ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
- 下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)
- ③温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化事業
 - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能 向上改築
 - ・「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業
- ④コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築
- ※1 市町村毎の汚水処理人口普及率(最新の公表値)が 95%以上の団体とする。 (流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で汚水処理人口普及率が 95%以上 の場合概成として扱う)
- ※2 PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外 (PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等)

2) 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直し

土砂災害防止法及び水防法においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、災害対策基本法において、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしている。

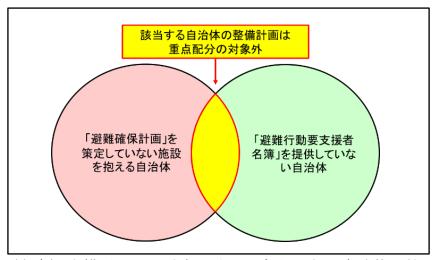
令和3年10月の財政制度等審議会で、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスインセンティブを設けるべき」との指摘がなされたことを受けて、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降、以下の見直しを行うことになった。

(1) 令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外とする。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様とする。

(2) 令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は、全て、重点配分の対象外とする。



(参考) 本措置により重点配分の対象外となる自治体の範囲

ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(1)及び(2)の運用の対象外とする。

詳細については、国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡 (令和3年12月27日)にて通知済みであるが、本見直しについては下水道事業のみでなく、 防災・安全交付金を活用する全事業が対象となる点について留意されたい。

3) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

令和5年度については、以下の事項を新たな交付要件とした。

・人口 10 万人以上の地方公共団体等における PPP/PFI の導入に関する民間提案の 採用検討の要件化

なお、本要件の詳細については、次頁及び「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての 要件等の運用について」(令和5年4月3日 国水下事第46号)を確認されたい。

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたって要件等の運用について(R5.4.3)」における内容

(1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化

人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。

(2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化

<u>すべての地方公共団体</u>において、下水処理場における施設の<u>改築事業</u>(工事契約1件あたりの<u>概算事業費が10億円以上</u>と見込まれるもの。なお、<u>都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共</u> 団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。

(3) 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)の導入を原則化。

(4)「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日国水下事第56 号)により要請している「広域化・共同化計画*」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、**令和4年度末までに計画を策定**することを要件化。
※「広域化・共同化計画」については、「〇事業マネジメント推進室(3)」にて詳述。

(5) 公営企業会計の適用に係る要件化

人口3万人以上の地方公共団体においては、<u>令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行</u>していること、<u>人口3万人未満</u>の地方公共団体においては、<u>令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行</u>していることを要件化。

(6) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化

公営企業会計の導入済の地方公共団体において、<u>少なくとも5年に1回の頻度</u>で、<u>下水道使用料の改定の必要性に関する検証</u>を行い、<u>経費回収率の向上に向けたロードマップを策定</u>し、国土交通省に提出することを要件化。

(7) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技術導入検討要件化

すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)における実証技術の 導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術 の導入に係る検討を行うことを交付要件化。

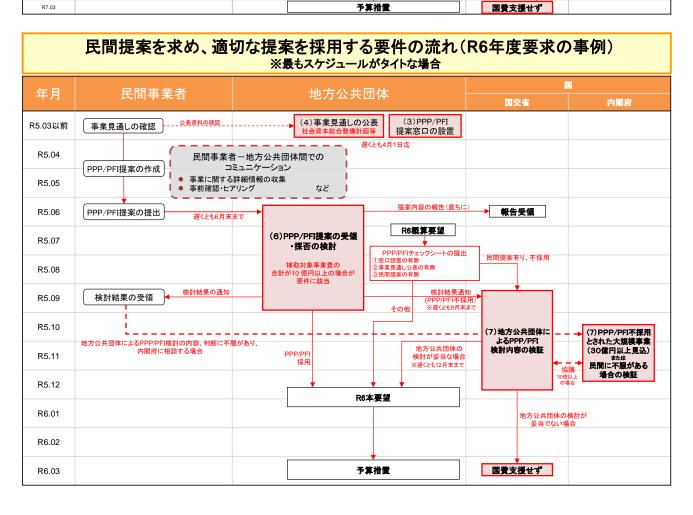
(8) PPP/PFI の導入に関する民間提案の採用検討の要件化

人口10万人以上の地方公共団体等において、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確 にし、事業見通しを公表した上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、検討の上、適切な提案は採用することを要件化。

・(1) 及び(2) については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(7) については該当事業の建設工事に着手する前年度の 3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

・(8)については、国庫補助要望を行う年度(以下、要望年度)の4月1日までに、民間提案の受付窓口の設置と事業見通しの公表を行うこと、また、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を要望年度の6月30日までに受領し、検討の結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、要望年度の9月30日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R7年度要求の事例) 別紙1 ※通常の場合 年月 民間事業者 地方公共団体 R5.03以前 事業見通しの確認 ----公表資料の確認 (4)事業見通しの公表 (3)PPP/PFI 提案窓口の設置 民間事業者一地方公共団体間での R5.05 PPP/PFI提案の作成 R5.06 事業に関する詳細情報の収集 R5.07 事前確認・ヒアリング など 提案内容の報告(直ちに) 報告受領 PPP/PFI提案の提出 (遅くとも予算要望年度の6月末まで) R5.10 (6)PPP/PFI提案の受領 探否の検討 R5.11 R5.12 補助対象事業費の 合計が10 億円以上の場合が 要件に該当 R6.01 R6.02 検討結果の通知 検討結果の受領 ※随時(遅くとも予算要望年度の9月末ま (7)PPP/PFI不採用 (7)地方公共団体に とされた大規模事業 (30億円以上見込) 地方公共団体によるPPP/PFI検討の内容、判断に不服があり、 PPP/PFI PPP/PFI よるPPP/PFI 検討内容の検証 内閣府に相談する場合 または 民間に不服がある R6.06 R7概算要望 場合の検証 R6.07 R6.08 PPP/PFIチェックシートの提出 PFP/PFI/ナエックンー)窓口設置の有無 ②事業見通し公表の有無 ③民間提案の有無 ①PPP/PFI提案検討の結身 地方公共団体の 検討が妥当な場合 (遅くとも予算要望年度の 12月末まで) R6.10 R6.11 地方公共団体の検討が R6.12 R7本要望 R7.01 R7.02



(4)防災・減災、国土強靭化の取組の推進について

1)防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

(令和2年12月11日閣議決定)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靭化の取組の加速化・深化を図るため、

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- 国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

5か年加速化対策(下水道関係)の一覧

| 対策名 | 対策内容 | 目標設定時 (R元年度) | 5年後の 達成目標 (R7年度) | |
|-----------------|--|---|------------------------|------|
| 流域治水 対策(下水道) | 雨水排水施設等の整備により、近年浸水実 績がある地区等において、再度災害を防 止・軽減 | 浸水実績地区等(雨水排水施設の整備が必要な面積約 39万ha)における下水道による浸水対策達成率 | 約60% | 約70% |
| 下水道施設の | 耐震化により、防災拠点や感染症対策病院 等の重要施設に係る下水道管路や下水処 | 重要施設に係る下水道管路(耐震化が必要な下水道管路約16,000km)の耐震化率 | 約52% | 約64% |
| 地震対策 | 理場等において、感染症の蔓延を防ぐため に下水の溢水リスクを低減 | 重要施設に係る下水処理場(耐震化が必要な下水処理 場約1,500箇所)の耐震化率 | 約38% | 約54% |
| 下水道施設の 老朽化対策 | 老朽化した下水道管路を適切に維持管理・ 更新することで、管路破損等による道路陥 没事故等の発生を防止 | 計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度 I 判定となった管路(令和元年度時点:約400km)のうち、対策を完了した延長の割合 | 0% | 100% |

(5)事業計画に係る変更について

1)地方分権改革に伴う変更(第47回地方分権改革有識者会議・第132 回提案募集検討専門部会合同会議)

〇下水道法施行令第5条の2に定める「軽微な変更」

【提案】

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令(第5条の2)で定める軽微な変更に該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。

【対応】

公共下水道の事業計画の変更(法第4条)のうち、予定処理区域のみの変更、かつ当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、国土交通大臣等への協議を不要とする見直しを実施した。

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施についての一部の改正について(通知)

(令和4.8.19国水下企第34号、国水下事第11号、国水下流第9号)

1-1-2